

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第124号

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則

京都市財産記録管理規則の一部を次のように改正する。

別表中「行財政局資産活用担当局長」を「行財政局財政担当局長」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(会計室)